# 星野リゾート・リート投資法人

平成 28 年 12 月 15 日

各位

不動産投資信託証券発行者名 東京都中央区京橋三丁目 6 番 18 号 星 野 リ ゾ ー ト ・ リ ー ト 投 資 法 人 代表者名 執行 役員 秋本 憲二 (コード番号: 3287)

資産運用会社名

株式会社星野リゾート・アセットマネジメント 代表者名 代表取締役社長 秋本 憲二 問合せ先 取締役財務管理部長兼総合企画部長 隆 哲郎

(TEL: 03-5159-6338)

### 規約変更及び役員選任に関するお知らせ

星野リゾート・リート投資法人(以下、「本投資法人」といいます。)は、本日開催の役員会において、下記の規約変更及び役員選任の変更に関する議案を、平成29年1月26日開催予定の第3回投資主総会(以下、「本投資主総会」といいます。)に付議することを決議いたしましたので、お知らせします。

なお、下記の議案は、上記投資主総会での承認可決をもって効力を生じます。

記

### 1.規約変更の主な内容及び理由について

- (1) 本投資法人の主たる投資対象である、一定の要件を満たす専ら国外の特定資産に投資するため の海外法人に関して、将来当該要件に関する法令改正があった場合に、規約の改正が必要となる 場面を限定するため、所要の規定を変更するものであります(変更案第30条第1項関連)。
- (2) 本投資法人が海外の資産に対して投資をする際、リスクの低減その他の理由により他の法人を 通じた間接投資を行う際の選択肢を増やすことを目的に、本投資法人の投資対象に、外国の法令 に準拠した社債券及び地役権を追加するとともに、投資できる株券についての限定を緩和するた め、所要の規定を変更するものであります(変更案第30条第3項第8号、第9号、第4項第7号 及び第31条第1項関連)。
- (3) 平成27年度税制改正及び投資法人の計算に関する規則(平成18年内閣府令第47号。その後の改正を含みます。)の改正により、会計上の取扱い及び税務上の取扱いの差異(税会不一致)を解消するための措置が講じられたことから、これに関連する規定を変更するとともに、本投資法人における課税負担を軽減する目的で利益を超えた金銭を分配することを可能とするため、所要の規定を変更するものであります(変更案第37条第1項及び第2項関連)。
- (4) 本投資法人の主たる投資対象等の拡大に伴い、不動産等以外の資産の取得及び譲渡が生じうる可能性が高まったため、これに関しても取得報酬及び譲渡報酬の対象となることを明確にするため、所要の規定を変更するものであります(変更案別紙第1項第3号及び第4号関連)。
- (5) その他、法令の改正、規定内容の明確化、字句の修正を行うとともに、条文整備等のために、 所要の変更を行うものであります。

# 星野リゾート・リート投資法人

### 2.役員選任について

本投資法人の執行役員である秋本憲二並びに監督役員である品川広志及び藤川裕紀子から、任期の調整のため、本投資主総会の終結のときをもって一旦辞任したい旨の申出がありましたので、本投資主総会において改めて執行役員1名(秋本憲二)及び監督役員2名(品川広志及び藤川裕紀子)の選任をお願いするものです。

また、執行役員又は監督役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、 補欠執行役員1名(隆哲郎)及び補欠監督役員1名(髙橋淳二)を選任するものです。

(役員選任に関する詳細につきましては、別紙「第3回投資主総会招集ご通知」をご参照下さい。)

### 3.投資主総会等の日程について

平成 28 年 12 月 15 日 第 3 回投資主総会提出議案にかかる役員会決議 平成 29 年 1 月 6 日 第 3 回投資主総会招集ご通知の発送(予定) 平成 29 年 1 月 26 日 第 3 回投資主総会の開催(予定)

以上

### 【別紙】第3回投資主総会招集ご通知

\*本資料の配布先: 兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

\*投資法人のホームページアドレス: http://www.hoshinoresorts-reit.com/

証券コード 3287 平成29年1月6日

投資主各位

東京都中央区京橋三丁目6番18号 **星野リゾート・リート投資法人** 執行役員 秋 本 憲 二

# 第3回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、星野リゾート・リート投資法人(以下「本投資法人」といいます。)の第3回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、本投資主総会に当日ご出席願えない場合は、議決権行使書面によって議 決権を行使することができますので、後記の投資主総会参考書類をご検討下さい まして、お手数ながら同封の議決権行使書面に賛否をご記入の上、平成29年1月 25日(水曜日)午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げ ます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年6月4日 法律第198号。その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。)第93条 第1項の規定に基づき、現行規約第14条において「みなし賛成」の規定を定めて おります。従いまして、当日ご出席になられず、かつ、議決権行使書面により議 決権を行使されない場合、投資主様が保有している議決権の数は、出席した投資 主様の議決権の数に算入され、かつ、本投資主総会における各議案について、賛 成されたものとみなしてお取扱いすることになりますので、十分ご留意下さいま すようお願い申し上げます。

<現行規約抜粋>

第14条(みなし賛成)

- 1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案(複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。)について賛成するものとみなす。
- 2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬具

記

- **1**. **日** 時: 平成29年1月26日(木曜日)午前10時
  - (なお、受付開始時刻は午前9時30分を予定しております。)
- 2. 場 所:東京都中央区日本橋兜町2番1号

東京証券取引所ビル 2階「東証ホール」

(末尾の投資主総会会場のご案内図をご参照下さい。)

### 3. 投資主総会の目的である事項:

### 決議事項

第1号議案 規約一部変更の件

第2号議案 執行役員1名選任の件

第3号議案 監督役員2名選任の件

第4号議案 補欠執行役員1名選任の件

第5号議案 補欠監督役員1名選任の件

以上

#### <お願い>

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、本投資法人の議決権を有するほかの投資主様1名を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

なお、投資主様ではない代理人、及び同伴の方など、議決権を行使することができる投資主様以外 の方はご入場できませんので、ご注意下さい。

### <ご案内>

- ◎投資主総会参考書類に記載すべき事項について、本投資主総会の前日までの間に修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を本投資法人のウェブサイト(http://www.hoshinoresortsreit.com/)に掲載いたしますので、あらかじめご了承下さい。
- ◎本投資主総会終了後、引き続き同会場におきまして、本投資法人の資産運用業務を行う資産運用会 社である株式会社星野リゾート・アセットマネジメントによる「運用状況報告会」を実施する予定 です。ご多用中とは存じますが、ご参加いただければ幸いです。

## 投資主総会参考書類

### 議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

- 1. 変更の理由
  - (1) 本投資法人の主たる投資対象である、一定の要件を満たす専ら国外の特定資産に投資するための海外法人に関して、将来当該要件に関する法令改正があった場合に、規約の改正が必要となる場面を限定するため、所要の規定を変更するものであります(変更案第30条第1項関連)。
  - (2) 本投資法人が海外の資産に対して投資をする際、リスクの低減その他の理由により他の法人を通じた間接投資を行う際の選択肢を増やすことを目的に、本投資法人の投資対象に、外国の法令に準拠した社債券及び地役権を追加するとともに、投資できる株券についての限定を緩和するため、所要の規定を変更するものであります(変更案第30条第3項第8号、第9号、第4項第7号及び第31条第1項関連)。
  - (3) 平成27年度税制改正及び投資法人の計算に関する規則(平成18年内閣府令第47号。その後の改正を含みます。)の改正により、会計上の取扱い及び税務上の取扱いの差異(税会不一致)を解消するための措置が講じられたことから、これに関連する規定を変更するとともに、本投資法人における課税負担を軽減する目的で利益を超えた金銭を分配することを可能とするため、所要の規定を変更するものであります(変更案第37条第1項及び第2項関連)。
  - (4) 本投資法人の主たる投資対象等の拡大に伴い、不動産等以外の資産の 取得及び譲渡が生じうる可能性が高まったため、これに関しても取得報 酬及び譲渡報酬の対象となることを明確にするため、所要の規定を変更 するものであります(変更案別紙第1項第3号及び第4号関連)。
  - (5) その他、法令の改正、規定内容の明確化、字句の修正を行うとともに、 条文整備等のために、所要の変更を行うものであります。

# 変更の内容 変更の内容は次のとおりです。

(下線部は変更部分を示します。)

現行規約	変
第1章 総則	第1章 総則
第1条~第4条 (省略)	第1条〜第4条(現行どおり)
第2章 投資口	第2章 投資口
第5条~第8条 (省略)	第5条〜第8条 (現行どおり)
第3章 投資主総会	第3章 投資主総会
第9条~第16条 (省略)	第9条〜第16条 (現行どおり)
第4章 執行役員及び監督役員	第4章 執行役員及び監督役員
第17条~第20条 (省略)	第17条〜第20条 (現行どおり)
第5章 役員会	第5章 役員会
第21条~第24条 (省略)	第21条~第24条 (現行どおり)
第6章 会計監査人	第6章 会計監査人
第25条~第26条 (省略)	第25条〜第26条 (現行どおり)
(会計監査人の報酬の支払に関する基準) 第27条 会計監査人の報酬額は、1営業期 間ごとに1,500万円を上限として 役員会で決定する金額とし、当該 金額を、当該営業期間の決算期 (第36条に定義される。以下同 じ。)から3か月以内に会計監査 人が指定する口座へ振込む方法に より支払う。	(会計監査人の報酬の支払に関する基準) 第27条 会計監査人の報酬額は、1営業期間ごとに1,500万円を上限として役員会で決定する金額とし、当該金額を、当該営業期間の決算期から3か月以内に会計監査人が指定する口座へ振込む方法により支払う。

規 現 行 約

更 第7章 資産運用の対象及び方針

案

第7章 資産運用の対象及び方針

第28条~第29条 (省略)

(資産運用の対象とする特定資産の種類、 目的及び範囲)

第30条 本投資法人は、主として不動産、 不動産の賃借権、地上権、又はこ れらの資産のみを信託する信託の 受益権、又は投資信託及び投資法 人に関する法律施行規則(平成12 年総理府令第129号、その後の改 正を含む。以下「投信法施行規 則」という。) 第221条の2第1 項に規定する法人(以下「海外不 動産保有法人」という。)の発行 済株式(当該発行済株式(当該海 外不動産保有法人が有する自己の 株式を除く。) の総数に投信法施 行規則第221条に規定する率100分 の50を乗じて得た数を超えて取得 する当該発行済株式に限る。) (以下「不動産等資産」とい う。) に投資を行うものとする。

- 2. (省略)
- 3. (省略)
  - $(1) \sim (7)$ (省略)
  - (8) 社債券
  - (9) 株券(外国の法令に準拠した法人 に係るものを含むが、実質的に不 動産関連資産に投資することを目 的とするもの又は不動産関連資産 への投資に付随し若しくは関連し て取得するものに限る。)

第28条~第29条 (現行どおり)

変

(資産運用の対象とする特定資産の種類、 目的及び範囲)

第30条 本投資法人は、主として不動産、 不動産の賃借権、地上権、又はこ れらの資産のみを信託する信託の 受益権、又は投資信託及び投資法 人に関する法律施行規則(平成12 年総理府令第129号、その後の改 正を含む。以下「投信法施行規 則」という。) 第221条の2第1 項に規定する法人(以下「海外不 動産保有法人」という。) の発行 済株式(当該発行済株式(当該海 外不動産保有法人が有する自己の 株式を除く。) の総数に投信法施 行規則第221条に規定する率を乗 じて得た数を超えて取得する当該 発行済株式に限る。) (以下「不 動産等資産」という。) に投資を 行うものとする。

- (現行どおり) 2.
- (現行どおり) 3.
  - (1)~(7) (現行どおり)
  - (8) 社債券(外国の法令に準拠したも のを含む。)
  - (9) 株券(外国の法令に準拠した法人 に係るものを含むが、株券を発行 する法人が不動産関連資産を実質 的に保有している場合、又は本投 資法人が不動産関連資産への投資 に付随し若しくは関連して取得す る場合に限る。ただし、第1項に 定める海外不動産保有法人に係る 株券を除く。)
  - (10)~(16) (現行どおり)

 $(10) \sim (16)$ (省略)

現 行 規 約	変    更    案
4. (省略) (1)~(6) (省略) (7) 地役権	4. (現行どおり) (1)~(6)(現行どおり) (7) 地役権 (外国の法令に準拠したも
(8)~(14) (省略) 5. (省略)	<u>のを含む。)</u> (8)~(14)(現行どおり) 5. (現行どおり)
(投資制限) 第31条 前条第3項に掲げる有価証券及び 金銭債権等は、積極的に投資を行 うものではなく、安全性及び換金 性又は不動産関連資産との関連性 を勘案した運用を図るものとす る。 2. (省略)	(投資制限) 第31条 前条第3項 <u>(第8号及び第9号を除く。)</u> に掲げる有価証券及び金銭債権等は、積極的に投資を行うものではなく、安全性及び換金性又は不動産関連資産との関連性を勘案した運用を図るものとする。 2. (現行どおり)
第32条 (省略)	第32条 (現行どおり)
(収入金等の再投資) 第33条 本投資法人は、運用資産の譲渡代金、有価証券に係る利息、配当金及び償還金等、金銭債権に関する利息及び遅延損害金、不動産に関する匿名組合出資持分に係る分配金、並びに不動産の賃貸収入、運営収入その他収益金を投資又は再投資に充当することができる。 第8章 資産の評価等	(収入金等の再投資) 第33条 本投資法人は、運用資産の譲渡代 金、有価証券に係る利息、配当金 及び償還金等、金銭債権に関する 利息及び遅延損害金、不動産に関 する匿名組合出資持分に係る分配 金、不動産の賃貸収入 <u>及び</u> 運営収 入その他収益金を投資又は再投資 に充当することができる。 第8章 資産の評価等
第34条~第36条 (省略)	第34条~第36条(現行どおり)

現 行 規 約

変 更 案

第9章 金銭の分配

第9章 金銭の分配

(金銭の分配の方針)

第37条 本投資法人は、原則として以下の 方針に基づき分配を行うものとす る。

### 1. 分配方針

投資主に分配する金銭の総額のうち、 利益<u>(本投資法人の貸借対照表上の純資産額から出資総額、出資剰余金及び評価・換算差額等の合計額を控除して</u> 算出した金額をいう。以下同じ。)の 金額は、投信法<u>及び一般に公正妥当と</u> 認められる企業会計の慣行に従って計算されるものとする。

利益の金額のうち、分配金に充当せず 留保したものについては、本投資法人 の資産運用の対象及び方針に基づき運 用を行うものとする。 (金銭の分配の方針)

第37条 本投資法人は、原則として以下の 方針に基づき分配を行うものとす る。

### 1. 分配方針

投資主に分配する金銭の総額のうち、 利益の金額は、投信法<u>第136条第1項</u> に規定する利益とする。

分配金額は、原則として租税特別措置 法第67条の15(以下「投資法人に係る 課税の特例規定」という。) に規定さ れる配当可能利益の額(以下「配当可 能利益の額」という。) の100分の90 に相当する金額(法令改正等により当 該金額の計算に変更があった場合には 変更後の金額とする。以下本条におい て同じ。)を超えるものとして、本投 資法人が決定する金額とする。なお、 本投資法人は運用資産の維持又は価値 向上に必要と認められる長期修繕積立 金、支払準備金、分配準備積立金並び にこれらに類する積立金及び引当金等 のほか必要な金額を積み立て、又は留 保その他の処理を行うことができる。 ただし、税務上の欠損金が発生した場 合、又は欠損金の繰越控除により税務 上の所得が発生しない場合はこの限り ではなく、本投資法人が合理的に決定 する金額とする。

利益の金額のうち、分配金に充当せず 留保したものについては、本投資法人 の資産運用の対象及び方針に基づき運 用を行うものとする。 現 行 規 約

変 更 案

2. 利益を超えた金銭の分配

本投資法人は、利益の金額が配当可能 利益の額の100分の90に相当する金額 に満たない場合又は経済環境、不動産 市場、賃貸市場等の動向により本投資 法人が適切と判断する場合、当該営業 期間に係る利益の金額に、決算期に計 上する減価償却額に相当する金額を限 度として、本投資法人が決定した額を 加算した額を、利益の金額を超えて金 銭で分配することができる。また、上 記の場合において金銭の分配金額が投 資法人に係る課税の特例規定における 要件を満たさない場合には、当該要件 を満たす目的をもって本投資法人が決 定した金額をもって金銭の分配をする <u>ことが</u>できる。

3. ~ 5. (省略)

第10章 借入れ及び投資法人債

第38条 (省略)

第11章 資產運用報酬等

第39条~第41条(省略)

第12章 業務及び事務の委託

第42条 (省略)

2. 利益を超えた金銭の分配

本投資法人は、経済環境、不動産市場、賃貸市場等の動向により本投資法人が適切と判断する場合、又は本投資法人における法人税等の課税の発生を抑えることができる場合、当該営業期間に係る利益の金額に、法令等(投資信託協会の定める規則を含む。)に定める金額を限度として、本投資法人が決定した金額を、利益を超えた金銭として分配することができる。

3.~5. (現行どおり)

第10章 借入れ及び投資法人債

第38条 (現行どおり)

第11章 資產運用報酬等

第39条~第41条 (現行どおり)

第12章 業務及び事務の委託

第42条 (現行どおり)

現	行	規	約		変	更	案	
			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	別紙				別紙

資産運用会社に対する資産運用報酬

1. 報酬体系

(省略)

(1)~(2) (省略)

(3) 取得報酬

不動産等を取得した場合、本投資法人が取得した不動産等の取得価額(建物に係る消費税等相当額及び取得に伴う費用等を除く。)に本投資法人及び資産運用会社が別途合意する料率(ただし、上限を2.0%(利害関係人取引の場合には、上限を1.0%)とする。)を乗じた金額(円単位未満切捨て)とする。

### (4) 譲渡報酬

不動産等を譲渡した場合、本投資法人が取得した当該不動産等の譲渡価額(建物に係る消費税等相当額及び譲渡に伴う費用等を除く。)に本投資法人及び資産運用会社が別途合意する料率(ただし、上限を1.5%(利害関係人取引の場合には、上限を0.75%)とする。)を乗じた金額(円単位未満切捨て)とする。

2. 支払時期

(省略)

 $(1) \sim (4)$  (省略)

資産運用会社に対する資産運用報酬

1. 報酬体系

(現行どおり)

(1)~(2) (現行どおり)

(3) 取得報酬

資産を取得した場合、本投資法人が取得した取得資産の取得価額(取得資産に係る消費税等相当額及び取得に伴う費用等を除く。)に本投資法人及び資産運用会社が別途合意する料率(ただし、上限を2.0%(利害関係人取引の場合には、上限を1.0%)とする。)を乗じた金額(円単位未満切捨て)とする。

(4) 譲渡報酬

資産を譲渡した場合、本投資法人が譲渡した譲渡資産の譲渡価額 (譲渡資産 で係る消費税等相当額及び譲渡に伴う費用等を除く。)に本投資法人及び資産運用会社が別途合意する料率 (ただし、上限を1.5% (利害関係人取引の場合には、上限を0.75%)とする。)を乗じた金額 (円単位未満切捨て)とする。

2. 支払時期

(現行どおり)

(1)~(4) (現行どおり)

### 第2号議案 執行役員1名選任の件

本投資法人の執行役員である秋本憲二から、任期の調整のため、本投資主総会の終結の時をもって辞任したい旨の申出がありましたので、本投資主総会において改めて執行役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。執行役員の任期は、投信法第99条第2項及び現行規約第18条第2項第一文ただし書を適用し、選任される平成29年1月26日から2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される執行役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

なお、執行役員の選任に関する本議案は、平成28年12月15日開催の役員会 において、監督役員全員の同意によって提出された議案であります。

執行役員候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、本投資法人における地位及び 重要な兼職の状況(社名等当時)		所 有 す る 本投資法人の 投 資 口 数
が、本 憲 二 (昭和38年2月20日)	平成3年4月 平成4年11月 平成8年5月 平成9年4月	株式会社ワールド 東京本社経理部 同社 東京本社財務部 株式会社NHVホテルズインター 大式会社ルル 経理部 サーナショナル 監査 株式インターナショナル 監査 では、 一大ジョナル がです。 など、 一大ジョナル がです。 など、 一大ジョナルが、 一大が、 一大が、 一大が、 一大が、 一大が、 一大が、 一大が、 一大	ОП

- ・上記執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社である株式会社星野リゾート・アセットマネジメントの代表取締役社長です。その他、上記執行 役員候補者と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
- ・上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として、本投資法人 の業務全般を執行しております。

### 第3号議案 監督役員2名選任の件

本投資法人の監督役員である品川広志及び藤川裕紀子の両名から、任期の調整のため、本投資主総会の終結の時をもって辞任したい旨の申出がありましたので、本投資主総会において改めて監督役員2名の選任をお願いいたしたいと存じます。監督役員の任期は、現行規約第18条第2項第一文ただし書を適用し、選任される平成29年1月26日から2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される監督役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

なお、投信法及び現行規約第17条の定めにより、監督役員の員数は、執行 役員の員数に1を加えた数以上であることが必要とされております。

監督役員候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、本投資法人における地位及び 重要な兼職の状況(社名等当時)		所 有 す る 本投資法人の 投 資 ロ 数
1	しな がわ ひろ し 品 川 広 志 (昭和51年12月7日)	平成14年10月 平成14年10月 平成20年9月 平成21年9月 平成22年10月 平成24年1月 平成25年3月 平成27年6月 平成27年6月	弁護士登録 濱田松本法律事務所 Alston & Bird法律事務所 研修 モルガン・スタンレー証券株式 会社 投資銀行本部 出向 森・濱田松本法律事務所 錦華通り法律事務所(現任) 星野リゾート・リート投資法人 監督役員(現任) 株式会社みらいワークス 社外 監査役(現任) 株式会社セルテクノロジー 社 外監査役(現任)	0 □

候補者 番号	氏 名 (生年月日)		投資法人における地位及び 兼職の状況 (社名等当時)	所有する 本投資法人の 投資口数
2	あじ かわ ゆき こ藤 川 裕紀子 (昭和40年3月16日)	昭和63年10月 平成4年3月 平成10年6月 平成12年7月 平成16年12月 平成20年7月 平成24年1月 平成25年3月 平成26年4月 平成26年6月 平成27年10月 平成28年3月	金融監督庁検査部 金融証券検査官 藤川裕紀子公認会計士事務所開設(現任)税理士登録 藤川裕紀子税理士事務所 開設ニューシティ・レジデンス投資法人 監督役員 税理士法人会計実践研究所 設立 代表社員(現任)星野リゾート・リート投資法人監督役員(現任)独立行政法人労働者健康安全機構 監事(現任)東洋証券株式会社 社外取締役(現任)独立行政法人日本芸術文化振興会 監事(現任)	0 П

- ・上記監督役員候補者両名と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
- ・上記監督役員候補者両名は、いずれも、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。

### 第4号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案において選任された補欠執行役員が執行役員となった場合の任期については、現行規約第18条第2項第三文の定めに基づき、第2号議案における執行役員の任期と同一となります。

また、本議案において、補欠執行役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、現行規約第18条第3項の規定により、第2号議案における執行役員の任期が満了する時までとなります。

補欠執行役員の選任の効力は、就任前に限り、本投資法人の役員会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、補欠執行役員の選任に関する本議案は、平成28年12月15日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案であります。

補欠執行役員候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、本投資法人における地位及び 重要な兼職の状況(社名等当時)		所 有 す る 本投資法人の 投 資 口 数
たかし てつ ろう <b>隆</b> 哲 郎 (昭和47年12月2日)	平成16年11月 平成17年12月 平成21年6月 平成21年9月 平成22年2月 平成22年5月 平成24年12月	第一法規出版株式会社 株式会社星野リゾート 財務経 理ユニット 同社 購買ユニット・ディレク ター 同社 内部体制整備プロジェクトチーム 同社 内部体制整備プロジェクトチーム 同社 内部体制整備プロジェクトチーム 同社 内部体制整備プロジェクトチーム 大チーム 大チーム 大チームを 大ディレクター 同社 監査役 株式会社星野リゾート・アセットマネジメント 取締役財務管 理部長 同社 取締役財務管理部長 兼 総合企画部長(現任)	0П

・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社である株式会社星 野リゾート・アセットマネジメントの取締役財務管理部長 兼 総合企画部 長です。その他、上記補欠執行役員候補者と本投資法人との間に特別の利 害関係はありません。

### 第5号議案 補欠監督役員1名選任の件

監督役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監督役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案において選任された補欠監督役員が監督役員となった場合の任期については、現行規約第18条第2項第三文の定めに基づき、第3号議案における監督役員の任期と同一となります。

また、本議案において、補欠監督役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、現行規約第18条第3項の規定により、第3号議案における監督役員の任期が満了する時までとなります。

補欠監督役員の選任の効力は、就任前に限り、本投資法人の役員会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

補欠監督役員候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、本投資法人における地位及び 重要な兼職の状況 (社名等当時)		所 有 す る 本投資法人の 投 資 口 数
たか はし じゅん じ <b>高 橋 淳 二</b> (昭和48年7月18日)	平成8年4月 平成8年4月 平成11年5月 平成14年6月 平成15年9月 平成21年7月 平成25年4月	東京C. P. A. 専門学校 太田昭和監査法人 公認会計士登録 学校法人髙橋学園 理事 (現 任) 監査法人保森会計事務所 監査法人クラリティ 社員 専門学校東京CPA会計学院 副 校長 (現任) 税理士登録	0□

・上記補欠監督役員候補者と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。

### 参考事項

本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び現行規約第14条に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記の第1号議案から第5号議案までの各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当いたしておりません。

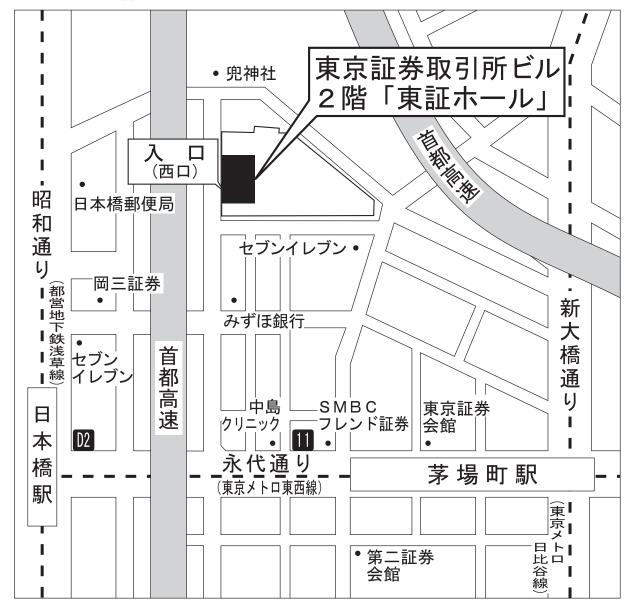
以上

## 投資主総会会場のご案内図

会場 東京都中央区日本橋兜町2番1号

東京証券取引所ビル 2階「東証ホール」

電話 03-3666-0141



### 交通のご案内

### お願い

- ・東京証券取引所ビルへのご入館は西口よりお願い申し上げます。
- ご入館にあたっては、入口の警備員に議決権行使書面をご提示下さい。
- ご入館の際に、警備員による金属探知機の検査がありますので、あらかじめご了承下さいますようお願い申し上げます。
- ・会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠 慮願います。